

福島県廃棄物処理計画(素案)に対する県民意見

住所	氏名	該当節名	意見
1 相馬市	個人	全般	相馬市の宇多川上流にダムがありますが、このダムの上に廃棄物処理の計画があります。竹の内ではありませんが、水源元であり、この水が宇多川に流れ、県立公園松川浦に流れ込みます。相馬市民の水道としております。命の水です。場所がだめです。水資源の法律などを作って欲しいのです。廃棄物処理計画は、公設でやるべきであると考えます。業者の金儲けにさせないため、市民は絶対反対すべきだと考えます。
2 相馬市	個人	全般	明らかに飲料水並びに灌漑用水の水源及び取水流域に流れる恐れのある場合には産廃処分場はつくらせない。なぜなら「川三尺流るれば水清し」のたとえがある通り昔の川は細菌によって分解され、汚れと水もきれいになったが、産廃から出るとされるダイオキシンやカドミウム、ヒ素、水銀などは細菌による分解は物理的に不可能である。(多くの専門家の話) なお、遮水シートを底に張るから大丈夫と言っても長い間には劣化し漏水が心配されるし、地震による亀裂も十分考えられる。また、今の段階では監督官庁の監視の目を信用するわけにはいかない。宮城県村田町の例もある通り、後始末に700億円もかかっては大変だ。
3 相馬市	個人	全般	水源地の周りには廃棄物の持ち込みは禁じて下さるようお願いいたします。
4 相馬市	個人	全般	1) 処理場立地について、水道水源、景観に配慮が必要(禁止) 2) 事業は数百年単位で計画しなければならないため、民間ではなく、公営で行うべきと思います。
5 相馬市	個人	全般	1) 処理場立地について 水道水の水源であり、農業、漁業にも重大な影響が心配される。(禁止) 2) 水源地、教育施設に隣接する場所への廃棄物処分場建設を規制する条例の整備を求めます。
6 相馬市	個人	全般	1. 処理場立地について 水道水源、景観に配慮が必要(禁止) 2. 事業は数百年単位で計画しなければならないため、民間ではなく公営で行うべきと思います。
7 相馬市	個人	一般廃棄物	快適な生活を続けるにはそれなりに個々の労力と費用負担は当然です。当然の労力と費用の負担を強化し、残念ながら罰則の強化を計ります。労力＝分別収集、費用負担＝有料収集、個人処理の方式化。
		産業廃棄物	飲料水の水源河川には産業廃棄物処理場建設を絶対に禁止する。産業廃棄物の発生は日本経済の発展に比例し、車の両輪です。産業廃棄物の処理は個々の努力では手が届かない。産廃処理業者まかせの現状では産廃処分完成地の管理、同業者倒産後の管理を考えると、産廃処分は国営が当然。廃棄物処理計画の見直しと併行し産廃処理国営化に向け、県全体が動き出すべきです。
8 相馬市	個人	全般	相馬市を東西に貫く二級河川宇多川上流域に産業廃棄物処理施設の動きがあります。私達は、上水道、農業用水、また松川の漁業もこの水にたよっています。宇多川の水の汚染は相馬市民にとって死活問題です。産廃施設建設には絶対反対です。
9 相馬市	個人	全般	相馬市を流れる二級河川宇多川上流の山上地区、宮城県丸森地区内に産業廃棄物処理施設の動きがあります。私達相馬市民は、生活、農業、漁業のすべてをこの水に頼っています。宇多川の水質汚染は市民の生命をおびやかすこととなりますので、産廃施設建設には絶対反対です。

福島県廃棄物処理計画(素案)に対する県民意見

住所	氏名	該当節名	意見
10 相馬市	個人	全般	相馬市を東西に貫く二級河川宇多川上流域に産業廃棄物処理施設の動きがあります。私達は、上水道、農業用水、また松川漁もこの水に頼っています。宇多川の水の汚染は相馬市民にとって死活問題です。産廃施設建設には絶対反対です。
11 相馬市	個人	全般	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物処理業は民間でなく公営で行うべき。 2 相馬市の山、川、海を守る為、立地に反対する。 3 循環型を強力に行うべき。
12 相馬市	個人	全般	<p>一 水道水源地には廃棄物処分場の設置を避けること。(具体的には、各市町村が作る水道水源保護条例に基づいて当該地域を定め、その地域内には設置許可をしない原則を確立すること)</p> <p>二 廃棄物処分場の運営は民間でもよいが、その管理については行政が責任をもってあたること。(具体的には、県と当該市町村が随時立入調査できるようにして適正な処分場運営がなされているか厳重に確認すること。なぜなら、埋立処分場は半永久的に各市町村に残るものだから)</p>
13 相馬市	個人	全般	<ol style="list-style-type: none"> 1) 処分場立地について 相馬市街地の上流に位置し、農業、水道、あらゆる影響が出る事は確実な為、反対。 2) 事業は何百年単位での判断をしなければならない。民間事業では不可能。公営で行うべき。
14 相馬市	個人	全般	相馬市を流れる宇多川上流に産廃処理施設建設の動きがありますが、私達相馬市民は、生活、農業、また漁業にこの水の恵をいただいております。もし、この建設がなされれば長い間に宇多川の水質汚染が懸念されます。私達の健康な生活を守るためにも産業廃棄物処理施設の建設には絶対に反対です。
15 相馬市	個人	全般	相馬市の二級河川宇多川上流に産業廃棄物処理施設建設の動きがあります。上水道、農業用水、また松川の漁業にも大きな恵をもたらす宇多川の上流に産廃施設を建設することには、絶対反対です。
16 相馬市	個人	全般	相馬市を流れる二級河川宇多川上流域に産業廃棄物処理建設の動きがありますが、私たち相馬市民は上水道、農業用水、松川漁業、すべてをこの水に頼って暮らしています。宇多川の水質汚染は、市民の生命をおびやかすこととなりますので、産廃施設建設には絶対反対です。
17 相馬市	個人	全般	宇多川上流に産廃建設には子孫の為にも断固反対します。
18 福島市	法人	第2節 県外産業廃棄物の取扱い	<p>◎県外廃棄物の20%規制の緩和を強くお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期投資が莫大であり、規制の継続は経営面に打撃をあたえていること。 ・来年度導入される産業廃棄物税の影響で、県外(産廃税未実施都県)からの産業廃棄物は減少すると思われることから、県内での価格競争が激化し、適正処理の為の健全経営が危惧される。 ・産業廃棄物は広域処理が前提であり、廃掃法でもそれを想定した対応が取られているが、来年度から本格実施される「優良化推進事業」では認定された優良事業者は全国ネットで排出事業者を選定される事になるが、せつかくの認定制度が県外廃棄物の移入規制で有効に機能しない恐れがあること。